

令和 8 年度

青梅市自治会連合会定期総会議案

- 日 時 令和 8 年 5 月 9 日 午前 1 0 時
- 場 所 青梅市役所 2 階会議室

総 会 次 第

- 1 開会のことば
- 2 会長あいさつ
- 3 来賓祝辞
- 4 議長選出
- 5 議 事
 - 議案 (1) 令和 7 年度事業報告
 - 議案 (2) 令和 7 年度収支決算報告および監査報告
 - 議案 (3) 令和 7 年度青梅市自治会連合会ホームページ
運営事業会計収支決算報告および監査報告
 - 議案 (4) 令和 8 年度事業計画 (案)
 - 議案 (5) 令和 8 年度収支予算 (案)
 - 議案 (6) 令和 8 年度青梅市自治会連合会ホームページ
運営事業会計収支予算(案)
 - 議案 (7) 令和 8 年度役員の承認について (案)
- 6 新役員代表あいさつ
- 7 退任役員に対する感謝状および記念品贈呈
- 8 退任自治会長に対する感謝状および記念品贈呈
- 9 退任者代表あいさつ
- 10 閉会のことば

青梅市自治会連合会

<https://www.ome-rengou.jp/>

青梅市民憲章

小鳥が遊ぶ

緑深い野山

清流が岩をかみ

まちをつらぬく

澄みきった空

黒い豊かな大地

遠い祖先からうけついで

歴史と文化がいきづくまち

それが

わたしたちの青梅

そこに住む 市民みんなのしあわせと 活気にみちた郷土をきずくために

- 1 木や花をたいせつにし 美しいまちをつくろう
- 2 とともに学びあい 心やからだをきたえよう
- 3 明るい家庭をつくり 若い力を育てよう
- 4 よく働き 豊かなくらしをともにしよう
- 5 協力し助けあい 住みよいまちにしよう

綴込資料

- 1 退任役員
- 2 退任自治会長
- 3 青梅市自治会連合会規約
- 4 青梅市自治会連合会規約施行規則
- 5 青梅市自治会連合会弔慰金等贈呈内規
- 6 青梅市自治会連合会個人情報取扱方法
- 7 支会別・年度別自治会加入世帯数

令和７年度は、ロシアによるウクライナ侵攻が５年目を迎え、終わりの見えない戦争が続きました。

日本では、４月から１０月まで大阪夢洲において大阪・関西万博が開催され、158の国・地域が参加し、2,500万人を超える来場がありました。また１０月には憲政史上初の女性首相として自由民主党の高市早苗氏が就任しました。

自然災害では、阪神・淡路大震災から３０年の節目の年に、６月の鹿児島県十島村、１２月の青森県東方沖での震度６を超える地震や、８月には九州地方での記録的な大雨など、多くの災害が発生しましたが、青梅市においては、幸いにも大きな被害は発生しませんでした。

自治会活動を取り巻く環境は、会員の高齢化による退会や、コロナ禍を経て、地域への帰属意識の希薄化が進んだこと等により加入率が減少し、自治会活動の担い手不足など、厳しい状況が続いています。

こうした中、自治会連合会では、定期的に支会長会議を開催し、連合会行事の調整や支会間の情報を共有するとともに、専門委員会において自治会運営の課題について検討を進めました。また、自治会長研修、正副支会長研修や役員研修視察を行い、自治会役員のスキルアップを図りました。１１月には「青梅市自治会連合会と青梅市との連携基本協定」にもとづき、相互の連携強化および協働による取組を円滑に推進するため、市との情報交換会を実施しました。このほか、防犯・防災面での地域住民の安全確保に関する取り組み、地域コミュニティの醸成、加入促進活動の推進、退会防止策の検討、会員の親睦と福祉の増進等多岐にわたる事業を進めています。

定期総会にあたり、会員皆様ならびに青梅市および関係各位から寄せられました深い御理解と絶大なる御支援に心からお礼申し上げますとともに、令和７年度の事業の概要を報告いたします。

１ 各種研修会

(1) 自治会長研修

期 日 ６月８日（日）

演 題 スポーツ実況いまむかし～ふるさとを伝えて９８年～

講 師 山本浩氏（元NHKアナウンサー、日本スポーツ協会常務理事/国民スポーツ大会委員会委員長、青梅市スポーツ振興審議会会長ほか）

参加者 77名

(2) 正副支会長研修 [1泊]

期 日 6月1日(日)～2日(月)

行 先 静岡県方面

内 容 専門委員会の開催、収益事業に関する研修、令和7年度の補助事業の説明等

参加者 30名

(3) 役員研修視察

期 日 11月7日(金)

行 先 水素情報館 東京スイソミル

東京臨海広域防災公園 そなエリア東京

参加者 25名

2 未加入世帯の加入促進

(1) 連合会の加入促進活動

11月2日の産業観光まつりにおいて、加入チラシ等の配布と自治会活動紹介パネル展示等を実施した。また3月29日のおーちゃんフェスタ2025において、加入チラシ等の配布を行った。

(2) 支会単位の加入勧誘活動

各市民センターを会場とする文化祭等において支会、自治会の活動状況を紹介するなどの加入促進を図った。

(3) 市の施設における加入促進活動

市役所および市民センター窓口において、加入促進パンフレットの配布およびポスターの掲示を行った。また、小学校入学予定者の入学説明会(1～2月実施)において「加入促進パンフレット」および「すまいるカード周知チラシ」を配布した。

(4) 各支会・自治会の活動状況などを「広報おうめ」自治会活動紹介コーナーへ継続掲載した。また、3月1日号に自治会活動特集ページを掲載し、広く市民への情報提供に努めた。

3 青梅市自治会連合会ホームページ

自治会活動について理解を広め、加入促進に繋げるため、平成21年4月からホームページを開設、令和2年12月15日に画面デザインを一新した。

また、令和6年度は、専門委員会(事業委員会)において、ホームページの充実のため、現状の把握と改善事項の検討を行った。

令和7年度は、バナー広告継続のため協力企業等を訪問し、13社から協力を頂いた。

4 自治会連合会すまいるカード事業の促進

自治会加入世帯を対象として、目に見えるメリットとして開始した会員特典サービス「自治会連合会すまいるカード」事業は12年目を迎え、82社の企業・商店等の協力により運営した。

5 青梅市議会の傍聴

自治会運営に資するため、自治会連合会正副会長および支会長が9月4日（木）に一般質問を、3月16日（月）に予算決算委員会を傍聴した。

6 事業計画の推進

令和元年度からの取り組みを継続し、「総務委員会」、「事業委員会」、「広報委員会」の3つの専門委員会により、各課題に対する取り組みの強化を図るとともに、令和7年度、新たに創設した企画委員会において、専門委員会や支会長会議での検討内容等について調整を行った。

7 青梅市との情報交換会の実施

11月4日（火）に、「青梅市自治会連合会と青梅市との連携基本協定」にもとづき情報交換を行った。連合会は、自治会および連合会への支援および役員の負担軽減と各地域における要望等を、市からは「学校教育の現状と課題」についての報告等を行い、地域の課題解決に向け情報を共有した。

8 コミュニティ事業の推進

各支会において次のような事業を進め、地域コミュニティの醸成に努めた。

(1) 自主防災組織等の充実

消防団および支会内諸団体と連携し、地域住民の防災訓練を実施し、自主的な防災思想の普及に努めるとともに防災組織の充実を図った。

6月29日（日）に青梅市土砂災害対応訓練・水防訓練が成木小学校において行われ、第7支会から計90名が参加協力した。

また10月19日（日）には第六小学校および沢井市民センターにて、青梅市総合防災訓練が行われ第5支会が訓練に参加した。

青梅市自主防災組織連絡会では、6月3日（火）、10月7日（火）および2月3日（火）に自主防災組織の活動や防災リーダー（防災士）の育成事業等について防災課より説明を受けた。7月27日（日）の防災士情報連絡会には26名が、3月15日（日）の防災リーダー講習会に38名がそれぞれ参加した。

自治会、支会で行った防災訓練は22件、延べ2,811名の参加があった。

(2) 防災講演会の開催

防災に関する知識の向上のため、令和8年1月18日(日)に市と共催により講演会を開催した。

ア 演 題

『東日本大震災に学ぶ避難所運営の実態「自助・共助（近助）の力」』

東日本大震災における避難所運営の実態や現場指揮官（避難所運営役員等）の役割など、災害時の体験談と自助・共助の重要性について

イ 講 師 防災意識向上プロジェクト災害伝承語り部 菊池 健一 氏

ウ 参加者 105名

(3) 地域の安全・安心の会等を通じ防犯パトロール等を実施した。

(4) 健康と体力の増進

地域住民の健康と体力の増進のために実施している地区市民運動会および各種スポーツ大会等、健康増進のための諸事業については、規模を縮小したり代替事業を検討するなど、地域住民の参加しやすさや役員の負担軽減を意識して開催する支会もあった。

5月6日（火・祝）第2回青梅市民健康麻雀大会に共催し、麻雀を通じての多世代間での交流の場を提供した。

12月7日（日）第87回奥多摩溪谷駅伝競走大会を後援し、支会・自治会の部に青梅市からは19チームが参加した。

(5) 青少年の育成等

地域の青少年健全育成地区委員会、PTA等の関係団体と連携し、青少年の健全育成のため、関係事業に協力した。

(6) 文化的事業活動

文化祭、お祭り等、地域住民のふれあいの場となる事業を実施し、コミュニティの基礎となる住民相互の理解と親睦を深めた。

9 青梅市に対する協力

(1) 各種審議会委員等の推薦

青梅市の施策等を検討する各種審議会等に委員として参加し、市政に住民の意見を反映した。

(2) 周知物の協力

自治会組織を通して市および官公署等からの周知物の配布・回覧・掲示を実施し、行政サービス等の周知に協力した。

(3) 美化活動と資源再利用活動

環境美化指導員、環境美化推進員および諸団体と協力し、各自治会内の道路・河川等の清掃美化に努めた。特に8月3日（日）多摩川1万人の

清掃大会には、多くの自治会員が参加した。

各地区のごみの減量と資源のリサイクルのため、資源回収を実施し、循環型社会に貢献した。

なお、市が実施する「資源再利用実施団体奨励報償金制度」の利用状況は次のとおりである。

資源再利用実施団体奨励報償金制度の利用状況 (令和8年2月実施分までの概算値)		
実施団体	延べ実施回数	回収量
152団体	1,282回	1,892トン

(4) 各市民センターの運営協力

地域コミュニティの拠点である市民センターの運営に参画し、事業の実施に協力した。

(5) 転入者おもてなし事業への協力

市が転入者に対して特典を配布する「転入者おもてなし事業」について、連合会の「すまいるカード」のお試し版（有効期間3か月間）を提供し事業に協力した。

10 自治会施設の整備等

市の補助を受けて次の整備等を行った。

- | | |
|------------|-----|
| (1) 集会施設整備 | 21件 |
| (2) 掲示板修繕 | 60枚 |

11 関係団体との情報交換会

1月26日（月）に青梅市社会福祉協議会、青梅防犯協会、青梅防火防災協会および高齢者クラブ連合会と情報交換会を実施し現状・課題等を共有した。

12 公益的団体に対する協力

(1) 青梅市社会福祉協議会事業等に対する協力

地域社会の福祉向上のため、青梅市社会福祉協議会が実施する福祉事業に協力した。

(2) 各種募金等に対する協力

次のとおり募金活動等に協力した。

ア 赤い羽根共同募金	募金額	1,194,148円
イ 日本赤十字会員増強運動	実績	2,231,227円
ウ 緑の募金	募金額	165,620円

エ 歳末たすけあい運動 募金額 3,614,568 円

(3) 防犯協会等に対する協力

青梅防犯協会、青梅防火防災協会、青梅交通安全協会の事業等に協力し、地域社会の安全・安心に努めた。防犯協会では、各自治会が青色防犯パトロールカーを借用時に自治会仕様の内容の防犯啓発テープを流し、パトロール活動を実施した。

13 近隣市町村自治会連合会との連携

令和7年度西多摩地区自治会・町内会連合会会長会の定期総会を6月に青梅市で開催した。

(1) 定例研修会

ア 期 日 11月20日(木)

イ 内 容 演題 「能登半島地震から学ぶ地域防災」

講師 ジョージ防災研究所

代表 防災アドバイザー 小野修平氏

(2) 視察研修会【欠席】

ア 期 日 2月5日(木)

イ 内 容 福生市防災食育センター

14 東京都町会連合会との連携

東京都町会連合会に加入し、常任理事会等の会議に会長が出席して情報交換・意見交換を行った。

会長は、6月19日に開催された定期総会において、東京都町会連合会会計に就任した。

15 その他

- ・東京都「地域の底力発展事業助成」に、青梅市から33件の事業について助成決定を受けた。

令和8年5月9日

青梅市自治会連合会

会 長 宮 口 泉

議案（２）

令和７年度青梅市自治会連合会会計収支決算

収 入

(単位 円)

科 目	予算額 (A)	収入済額 (B)	増減 (B)-(A)	説 明
1 負 担 金	1,053,000	1,067,240	14,240	
1 負 担 金	1,053,000	1,067,240	14,240	均等割 3,000円×131自治会=393,000円 世帯割 40円×16,856世帯=674,240円
2 交 付 金	1,760,000	1,760,000	0	
1 自治会振興交付金	1,760,000	1,760,000	0	青梅市自治会振興交付金
3 繰 越 金	445,792	445,792	0	
1 繰 越 金	445,792	445,792	0	前年度繰越金
4 諸 収 入	251,208	314,042	62,834	
1 預 金 利 子	570	2,042	1,472	普通預金利子
2 助 成 金	250,000	250,000	0	青梅市社会福祉協議会助成金
3 雑 収 入	638	62,000	61,362	総会祝金、パンフレット広告代
合 計	3,510,000	3,587,074	77,074	

支 出

(単位 円)

科 目	予算額 (A)	支出済額(B)	差引残額(A)-(B)	説 明
1 会 議 費	628,000	555,566	72,434	
1 総 会 費	318,000	249,433	68,567	記念品、資料・感謝状印刷代等
2 会 議 費	310,000	306,133	3,867	各種会議資料印刷、都町連交通費、支会 長会議等交通費、全国大会参加費
2 事 業 費	1,776,000	1,395,671	380,329	
1 調 査 研 究 費	720,000	543,575	176,425	役員宿泊研修、研修視察
2 研 修 費	140,000	116,652	23,348	自治会長研修会
3 自 治 会 振 興 費	306,000	310,538	△ 4,538	新旧役員懇親会、役員忘年会、市との情 報交換会
4 加 入 特 典 事 業 費	40,000	23,790	16,210	ホームページバナー広告継続依頼
5 そ の 他 の 事 業 費	570,000	401,116	168,884	支会長防災ベスト、自治会長アポロ キャップ、奥多摩溪谷駅伝参加費助成、 連合会だより印刷、納涼花火大会協賛金
3 負 担 金	60,000	70,000	△ 10,000	
1 負 担 金	60,000	70,000	△ 10,000	西多摩地区自治会・町内会連合会会長会 負担金、東京都町会連合会会費

科 目	予算額 (A)	支出済額(B)	差引残額(A)-(B)	説 明
4 事務費	255,000	104,382	150,618	
1 消耗品費	75,000	29,590	45,410	事務用消耗品
2 通信運搬費	160,000	67,642	92,358	事務局携帯電話代、郵便料
3 事務局調査研究費	10,000	0	10,000	
4 備品購入費	0	0	0	
5 雑費	10,000	7,150	2,850	振込手数料
5 慶弔費	60,000	37,600	22,400	
1 慶弔費	60,000	37,600	22,400	弔慰金等3件、傷病見舞金1件
6 交際費	443,000	402,000	41,000	
1 交際費	243,000	202,000	41,000	他団体総会等会費、祝金
2 会長等活動費	200,000	200,000	0	会長・副会長活動費
7 予備費	288,000	0	288,000	
1 予備費	288,000	0	288,000	
合 計	3,510,000	2,565,219	944,781	

収入支出差引残額 1,021,855 円は翌年度へ繰越します。

令和8年5月9日

青梅市自治会連合会会長

宮 口 泉

同 会 計

加 藤 博 行

上記の決算を審査した結果、適正に執行されていることを認めます。

令和8年4月6日

青梅市自治会連合会会計監事

古 屋 茂 喜

同 会 計 監 事

大 城 清 光

同 会 計 監 事

早 川 涉

議案（3） 令和7年度青梅市自治会連合会ホームページ運営事業会計収支決算

収 入 (単位 円)

科 目	予算額(A)	収入済額(B)	増減(B)-(A)	説 明
1 助 成 金	150,000	150,000	0	青梅市社会福祉協議会、青梅防犯協会、青梅防火防災協会
2 バナー広告収入	468,000	468,000	0	年額36,000円×13社
3 繰 越 金	934,101	934,101	0	前年度繰越金
4 支 会 負 担 金	121,000	121,000	0	11,000円×11支会=121,000円
5 預 金 利 子	600	2,526	1,926	普通預金利子
6 雑 収 入	299	0	△ 299	
合 計	1,674,000	1,675,627	1,627	

支 出 (単位 円)

科 目	予算額(A)	支出済額(B)	差引残額(A)-(B)	説 明
1 事 業 費	608,000	607,200	800	ホームページ保守委託料
2 研 修 費	0	0	0	開催なし
3 支 払 手 数 料	1,000	990	10	振込手数料
4 予 備 費	1,065,000	0	1,065,000	
合 計	1,674,000	608,190	1,065,810	

収入支出差引残額 1,067,437 円は翌年度へ繰越します。

令和8年5月9日

青梅市自治会連合会会長

宮 口 泉

同 会 計

加 藤 博 行

上記の決算を審査した結果、適正に執行されていることを認めます。

令和8年4月6日

青梅市自治会連合会会計監事

古 屋 茂 喜

同 会 計 監 事

大 城 清 光

同 会 計 監 事

早 川 涉

１ 目標

自治会組織本来の目的である住民福祉の増進と自治会の健全な発展を図るため、次の事業を実施する。なお事業実施にあたっては、「青梅市自治会連合会と青梅市との連携基本協定」にもとづき、その協働に努めるものとする。

２ 事業計画**(1) 各種研修会**

- ア 正副支会長宿泊研修会
- イ 自治会長研修会
- ウ 役員研修
- エ 防災講演会

(2) 自治会制度等の調査研究

- ア 自治会役員負担軽減の推進
- イ 自治会運営の人材確保と育成についての調査研究
- ウ 連合会事務局にかかる調査研究
- エ 自治会の体制・制度についての調査研究

(3) 組織の強化

- ア 委員会活動の充実促進（総務委員会、事業委員会、広報委員会、の３つの専門委員会と企画委員会）
- イ 地域防災、防犯の意識向上の推進
- ウ 自治会加入促進活動の実施、支会長会等における加入・退会防止対策に向けた事業や方策等の検討
- エ 自治会活動への女性・若者の参画、高齢者見守り活動の推進
- オ 小・中PTA、学校との連携推進
- カ 青梅市自治会連合会に未加入の自治会に対する、自治会連合会への加入呼びかけ
- キ 会員特典サービス「自治会連合会すまいるカード」事業の充実
- ク 青梅市自治会連合会ホームページの充実
- ケ 多摩ケーブルネットワークによる青梅市自治会連合会活動紹介への協力
- コ 青梅市自治会連合会だより、広報おうめ自治会活動紹介コーナー、自治会・支会活動事例集の充実
- サ デジタル回覧板の推進

(4) コミュニティ事業の推進

- ア 市議会傍聴（年２回）
- イ 地域自主防災組織の充実、強化を図る事業
- ウ 地域の安全を守る活動の強化を図る事業
- エ 運動会、スポーツ大会等、健康と体力の増進を図る事業
- オ 美化運動、ごみ減量運動および資源再利用運動の推進
- カ 市民センター事業への協力
- キ 青少年健全育成事業の推進
- ク 地域の文化的事業の推進
- ケ 青梅大祭等への協賛
- コ その他コミュニティ形成に必要な事業の実施

(5) 行政への協力

- ア 各種審議会等への委員の推薦
- イ 市周知物の配布および回覧・掲示
- ウ デジタル回覧板の活用
- エ 資源再利用実施団体奨励報償金制度の奨励
- オ 避難行動要支援者支援制度への協力
- カ その他住民福祉に必要な行政への協力

(6) 公益団体への協力

- ア 社会福祉協議会の事業への協力
- イ 防犯および防火防災、交通安全等各種団体の事業への協力
- ウ 赤い羽根共同募金等各種募金活動への協力
- エ その他公益団体が実施する事業への協力

(7) 青梅市自治会連合会、市との連携基本協定の推進

(8) 東京都町会連合会との連携

(9) 西多摩地区自治会・町内会連合会長会との連携

(10) 地域で活躍する各種団体との連携

令和 8 年 5 月 9 日

青梅市自治会連合会
会 長 宮 口 泉

議案（５） 令和８年度青梅市自治会連合会会計収支予算（案）

収 入

（単位 円）

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 負 担 金	465,000	1,053,000	△ 588,000	
1 負 担 金	465,000	1,053,000	△ 588,000	均等割 0円×130自治会=0円 世帯割 30円×15,500世帯=465,000円
2 交 付 金	1,760,000	1,760,000	0	
1 自治会振興交付金	1,760,000	1,760,000	0	青梅市自治会振興交付金
3 繰 越 金	1,021,855	445,792	576,063	
1 繰 越 金	1,021,855	445,792	576,063	前年度繰越金
4 諸 収 入	1,567,145	251,208	1,315,937	
1 預 金 利 子	2,145	570	1,575	普通預金利子
2 助 成 金	1,560,000	250,000	1,310,000	青梅市社会福祉協議会助成金 250,000円 東京都事務交付金 1,310,000円
3 雑 収 入	5,000	638	4,362	総会祝金
合 計	4,814,000	3,510,000	1,304,000	

支 出

（単位 円）

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 会 議 費	698,000	628,000	70,000	
1 総 会 費	287,000	318,000	△ 31,000	記念品、資料・感謝状印刷代等
2 会 議 費	411,000	310,000	101,000	会議資料印刷、都町連交通費、支会 長会議等交通費、全国大会参加費
2 事 業 費	1,846,000	1,776,000	70,000	
1 調 査 研 究 費	775,000	720,000	55,000	役員宿泊研修、研修視察
2 研 修 費	140,000	140,000	0	自治会長研修会
3 自 治 会 振 興 費	430,000	306,000	124,000	懇親会、忘年会等
4 加 入 特 典 事 業 費	40,000	40,000	0	ホームページバナー広告継続依頼
5 そ の 他 の 事 業 費	461,000	570,000	△ 109,000	連合会ベスト、自治会長アポロ キャップ、奥多摩溪谷駅伝参加助 成、連合会だより印刷等
3 負 担 金	90,000	60,000	30,000	
1 負 担 金	90,000	60,000	30,000	西多摩地区自治会・町内会連合会 会長会負担金、東京都町会連合会 会費

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
4 事 務 費	180,000	255,000	△ 75,000	
1 消 耗 品 費	50,000	75,000	△ 25,000	事務用消耗品
2 通 信 運 搬 費	110,000	160,000	△ 50,000	事務局携帯電話代、郵便料
3 事 務 局 調 査 研 究 費	10,000	10,000	0	連合会事務局にかかる調査研究費
4 備 品 購 入 費	0	0	0	
5 雑 費	10,000	10,000	0	振込手数料
5 慶 弔 費	60,000	60,000	0	
1 慶 弔 費	60,000	60,000	0	弔慰金、傷病見舞金、災害見舞金
6 交 際 費	453,000	443,000	10,000	
1 交 際 費	253,000	243,000	10,000	各種団体の総会祝金等
2 会 長 等 活 動 費	200,000	200,000	0	会長・副会長活動費
7 予 備 費	1,487,000	288,000	1,199,000	
1 予 備 費	1,487,000	288,000	1,199,000	
合 計	4,814,000	3,510,000	1,304,000	

収入支出差引残額なし。

なお、支出予算に不足が生じた場合は、他の科目から流用することができるものとする。

令和8年5月9日

青梅市自治会連合会

会 長 宮 口 泉

議案（6）

令和8年度青梅市自治会連合会ホームページ運営事業会計収支予算（案）

収 入

（単位 円）

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 助 成 金	150,000	150,000	0	青梅市社会福祉協議会、青梅防犯協会、青梅防火防災協会
2 バナー広告収入	468,000	468,000	0	36,000円×13社
3 繰 越 金	1,067,437	934,101	133,336	
4 支 会 負 担 金	121,000	121,000	0	11,000円×11支会
5 預 金 利 子	2,563	600	1,963	
6 雑 収 入	0	299	△ 299	
合 計	1,809,000	1,674,000	135,000	

支 出

（単位 円）

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 事 業 費	608,000	608,000	0	ホームページ保守委託料
2 研 修 費	0	0	0	ホームページ操作研修費
3 支 払 手 数 料	1,000	1,000	0	振込手数料
4 予 備 費	1,200,000	1,065,000	135,000	
合 計	1,809,000	1,674,000	135,000	

収入支出差引残額なし。

なお、支出予算に不足が生じた場合は、他の科目から流用することができるものとする。

令和8年5月9日

青梅市自治会連合会

会 長 宮 口 泉

議案(7)

令和8年度青梅市自治会連合会役員(案)

役職	氏名	所属支会	所属自治会	備考
会長	宮口 泉	第8支会	師岡町3・4丁目	専任
副会長	小花 紀彦	第9支会	新町2丁目	専任
副会長	加藤 博行	第6支会	富岡1丁目	
常任理事	白土 賢治	第1支会	滝ノ上町	
常任理事	宇津木 順一	第2支会	下長淵第4	
常任理事	加藤 友理	第3支会	塩船	
常任理事	木下 晋	第4支会	柚木町2丁目	
常任理事	平岡 孝	第5支会	二俣尾1丁目	
常任理事	篠田 隆	第7支会	成木3丁目	
常任理事	蒲生 真規子	第8支会	旭ヶ丘団地	
常任理事	宮下 昇	第9支会	新町7・8・9丁目	
常任理事	栗山 祐司	第10支会	河辺町4丁目	
常任理事	田中 利充	第11支会	今藤橋中	
会計監事	中村 忠夫	第1支会	住江町	
会計監事	大塚 利彦	第10支会	河辺町8丁目	
会計監事	町田 伸二	第11支会	今井原今井	
理事	明神 純	第1支会	日向和田1丁目	
理事	神山 芳勝	第2支会	上長淵第2	
理事	濱野 芳嗣	第2支会	駒木町	
理事	吉澤 政弘	第3支会	大門第5	
理事	池谷 敏幸	第3支会	木野下	
理事	内山 章	第4支会	梅郷4丁目	
理事	久保 武義	第4支会	和田町	
理事	古屋 茂喜	第5支会	沢井3丁目	
理事	高野 清司	第5支会	御岳本町第1	
理事	安藤 喜憲	第6支会	小曾木1丁目	
理事	清水 雅敏	第6支会	黒沢1丁目第1	
理事	早川 渉	第7支会	成木7丁目	
理事	田中 利夫	第8支会	師岡町3・4丁目	
理事	植竹 利之	第8支会	東青梅6丁目	
理事	豊田 奨	第8支会	東青梅5丁目	
理事	松永 栄	第9支会	新町4丁目	
理事	佐藤 美恵子	第9支会	新町2丁目	
理事	岡田 淳	第10支会	多摩川河辺連合	
理事	長澤 次雄	第11支会	藤橋第1	
理事	小島 弘之	第11支会	今井西	
顧問	高橋 正	第2支会	駒木町	

退 任 役 員

役 職	氏 名	支 会 名	所属自治会
常任理事	荒 井 紀 善	第1支会	大柳町
常任理事	古 屋 孝 男	第4支会	梅郷4丁目
常任理事	杉 藤 哲 郎	第8支会	グリーンサイド東青梅
常任理事	瀬 崎 正 吾	第10支会	河辺町7丁目
常任理事	中 里 晃	第11支会	今井中組
理 事	梶 順 一 郎	第1支会	西分町
理 事	山 崎 定 彦	第3支会	木野下
理 事	國 生 隆 利	第3支会	今寺第4
理 事	森 田 宏	第4支会	和田町
理 事	青 柳 実	第5支会	沢井1丁目
理 事	宿 谷 弘 行	第6支会	小曾木4丁目
会計監事	大 城 清 光	第6支会	黒沢3丁目第1
理 事	原 嶋 秀 之	第8支会	東青梅2丁目第1
理 事	久 末 松 男	第8支会	東青梅3丁目
理 事	下 山 克 己	第10支会	河辺町5丁目
理 事	久 保 隅 明	第11支会	藤橋第2

退任者合計16名（感謝状贈呈者）

【資料2】

退任自治会長

第1支会（17名中8名退任）

自治会名	氏名	自治会名	氏名
勝沼3丁目	中村 正之	西分町	梶 順一郎
青梅本町	飯倉 正仁	仲町	福元 雅巳
上町	辻田 敏行	裏宿町2丁目	内田 紀弘
滝ノ上町	白土 賢治	日向和田2丁目	三品 和幸

第2支会（22名中3名退任）

自治会名	氏名	自治会名	氏名
上長淵第4	田中 繁生	友田町第1町内会	中住 孝典
友田町第3町内会	工藤 浩司		

第3支会（8名中3名退任）

自治会名	氏名	自治会名	氏名
吹上	増田 太一	木野下	山崎 定彦
今寺第4	國生 隆利		

第4支会（13名中12名退任）

自治会名	氏名	自治会名	氏名
畑中1丁目	木村 哲	畑中2丁目	土方 悦郎
畑中3丁目	福泉 勝之	和田町	森田 宏
梅郷1丁目	鈴木 守	梅郷2丁目	原島 貞行
梅郷3丁目	松澤 敏子	梅郷4丁目	須崎 寿一
梅郷5丁目	武井 豊	柚木町1丁目	荒木 誠
柚木町2丁目	木下 晋	柚木町3丁目	小宮 隆

第5支会（10名中2名退任）

自治会名	氏名	自治会名	氏名
二俣尾2丁目	大野 芳男	二俣尾5丁目第1	船木 和夫

第 6 支会（8 名中 5 名退任）

自治会名	氏名	自治会名	氏名
小曾木 2 丁目	塩野 昭俊	小曾木 3 丁目	大越 洋一
小曾木 4 丁目	宿谷 弘行	黒沢 3 丁目第 1	大城 清光
黒沢 3 丁目第 2	吉崎 利信		

第 7 支会（4 名全員留任）

第 8 支会（15 名中 6 名退任）

自治会名	自治会名	氏名	氏名
東青梅 1 丁目	依田 寿郎	東青梅 3 丁目	久末 松男
東青梅 4 丁目	飯野 公則	根ヶ布	小峰 克巳
師岡町 1 丁目	瀬川 文彦	バームハイツ河辺	宮内 俊則

第 9 支会（9 名中 7 名退任）

自治会名	氏名	自治会名	氏名
新町 2 丁目	河村 輝周	新町 3 丁目東	細谷 正幸
新町 3 丁目西	吉澤 彰	新町 5・6 丁目	山口 修司
新町 7・8・9 丁目	宮下 昇	末広町 1 丁目	奥寺 党也
末広町 2 丁目	金澤 真郷		

第 10 支会（12 名中 7 名退任）

自治会名	氏名	自治会名	氏名
河辺町 1 丁目	小澤 信一	河辺町 2 丁目	川杉 善昭
河辺町 3 丁目	飯島 貞夫	河辺町 4 丁目	栗山 祐司
河辺町 6 丁目	仲條 年春	河辺町 7 丁目	瀬崎 正吾
河辺北	高橋 誠		

第 11 支会（13 名中 6 名退任）

自治会名	氏名	自治会名	氏名
藤橋第 1	早川 真澄	藤橋第 2	久保隅 明
今井西	中里 弘	今井中組	中里 晃
今井城の腰	平原 一修	七日市場第 1	椎野 悦郎

青梅市自治会連合会規約

(名称および事務所)

第 1 条 本会は青梅市自治会連合会と称し、事務所を青梅市役所内に置く。

(組 織)

第 2 条 本会は青梅市内の自治会をもって組織する。

2 本会の運営を円滑にするため、前項の自治会を区分して支会を組織する。

(目 的)

第 3 条 本会は会員の福祉増進と自治会の健全な発展を図るため、自治会相互の連絡協議によって市政への協力および民意反映に努めるとともに、自治会相互の親睦を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自治会活動に関する調査研究に関すること。
- (2) 自治会活動に資する研修会等の開催に関すること。
- (3) 自治会相互の連絡調整を図ること。
- (4) 市政への協力に関すること。
- (5) 関係機関および団体との協力連携に関すること。
- (6) その他目的達成に必要な事項

(役 員)

第 5 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 2 名 (うち 1 名は会計を兼務する。)
- (3) 常任理事 10 名以内
- (4) 理 事 若干名
- (5) 会計監事 3 名

2 前項第 1 号および第 2 号に規定する役員は、支会長または支会長経験者のうち、別に定める推薦委員会の推薦するものを、同項第 3 号に規定する役員は、支会長のうち、役員会の推薦する者を総会の承認を得て決定する。

3 第 1 項第 4 号および第 5 号に規定する役員は副支会長のうちから役員会の推薦する者を総会の承認を得て決定する。

(役員の仕事)

第6条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 会計は本会の経理をつかさどる。

4 常任理事は理事を指揮し会務を執行する。

5 理事は会務を執行する。

6 会計監事は会計事務を監査する。

第6条の2 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、役員会に諮って会長がこれを委嘱する。

(役員の仕事)

第7条 役員のうち、会長および副会長の任期は2年とし、常任理事、理事および会計監事の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員が任期中に退任したとき、後任の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(機関)

第8条 本会に次の機関を置く。

(1) 総会

(2) 役員会

(3) 支会長会

(総会)

第9条 総会は定期総会および臨時総会とし、自治会長全員をもって構成する。

2 定期総会は毎年1回5月にこれを開き、臨時総会は必要に応じ会長が招集する。

3 総会の議長はそのつど総会において選出する。

(総会の権限)

第10条 総会は次の事項を審議する。

(1) 規約の改廃

(2) 事業報告および決算の承認

(3) 役員の仕事

(4) 事業計画および予算の議決

(5) その他必要な事項

(役員会)

- 第11条 役員会は役員全員をもって構成し、必要に応じ会長が招集する。
2 役員会の議長は会長とする。

(支会長会)

- 第12条 支会長会は、会長、副会長および常任理事で構成し、随時会長が招集する。
2 支会長会の議長は、副会長とする。

(機関の成立と議事の決定)

- 第13条 総会、役員会および支会長会は構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。
2 議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する。

(専門委員会)

- 第14条 第4条の事業を円滑に推進するため、専門委員会を置くことができる。
2 専門委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選によるものとし、会議は、必要に応じて委員長が招集する。
3 専門委員会は、会議が終了したときは、その結果を速やかに会長に報告しなければならない。

(企画委員会)

- 第15条 第4条の事業を具体的に実施する調整機関として、企画委員会を置くことができる。
2 企画委員会は、会長、副会長および専門委員会の委員長で構成し、必要に応じて会長が招集する。

(経費の負担)

- 第16条 本会の経費は各自治会の負担金および市の交付金その他をもってこれに充てる。

(会計)

- 第17条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(規約の改廃)

- 第18条 この規約を改廃しようとするときは、第13条第2項の規定にかかわらず、総会において構成員の過半数以上の賛成を必要とする。

(その他必要な事項)

第19条 この規約の施行に際し必要な事項は、役員会の議を経て会長が定める。

付 則

- 1 この規約は昭和35年5月3日から施行する。
- 2 青梅市自治会長会規約は廃止する。

付 則

- 1 この規約は公布の日から施行し、昭和36年11月1日から適用する。
- 2 この規約は昭和44年5月16日から施行し、昭和43年12月25日から適用する。

付 則

この規約は昭和46年5月22日から施行する。

付 則

この規約は公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

付 則

この規約は公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

付 則

この規約は公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

付 則

この規約は平成18年5月21日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

付 則

この規約は平成24年5月12日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この規約は令和3年5月8日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

付 則

この規約は令和7年5月10日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

青梅市自治会連合会規約施行規則

第 1 条 この規約は青梅市自治会連合会規約（以下「規約」という。）の施行に際し、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 規約第 2 条第 2 項の支会は、青梅、長淵、大門、梅郷、沢井、小曾木、成木、東青梅、新町、河辺、今井の各市民センター区域を単位とする 11 支会とし、この順に番号を付ける。

第 3 条 規約第 16 条に規定する各自治会の負担金は、均等割および世帯割とする。ただし、世帯割については、毎年 4 月 1 日現在の世帯数を基準として算定する。

2 青梅市自治会連合会のホームページ運営事業に関する負担金は、支会割とする。

付 則

1 この施行規則は昭和 35 年 5 月 3 日から施行する。

2 青梅市自治会長会規約施行規則は廃止する。

付 則

この施行規則は公布の日から施行し、昭和 36 年 11 月 1 日から適用する。

付 則

この施行規則は公布の日から施行し、昭和 41 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この施行規則は公布の日から施行し、昭和 47 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この施行規則は公布の日から施行し、昭和 48 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この施行規則は公布の日から施行し、昭和 56 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この施行規則は公布の日から施行し、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この施行規則は公布の日から施行し、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この施行規則は平成 18 年 5 月 21 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この施行規則は平成 24 年 4 月 11 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この施行規則は令和 7 年 4 月 9 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

青梅市自治会連合会弔慰金等贈呈内規

(目的)

第1条 この内規は、自治会長相互の友愛を深めるため、自治会長およびその家族の死亡等に対し、弔慰金等を贈呈することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(弔慰金)

第2条 自治会長またはその親族が死亡したときは、次の区分によって弔慰金を贈呈する。

(1) 自治会長 20,000円

(2) 配偶者 10,000円

(3) 自治会長の父、母、子（自治会長と同一家屋に居住または、自治会長が葬儀の施主である場合）

5,000円

(傷病見舞金)

第3条 自治会長が引き続き15日以上または入院7日以上にわたって療養を要する負傷または疾病にかかった場合においては、傷病見舞金として5,000円を贈呈する。

(災害見舞金)

第4条 自治会長の住居が、焼失等による災害を受けたときは、その災害の程度により20,000円の範囲内で災害見舞金を贈呈する。ただし、この災害が地震等天災地変に該当するときは適用しないものとする。

(弔慰金等の額の特例)

第4条の2 第2条から第4条に規定する弔慰金等の額について、特に会長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(関係者の適用)

第5条 本会与密接な関係にある者で、第2条から第4条までに該当したときは、各条に準じて弔慰金等を贈呈することができる。

2 前項にもとづき弔慰金等を贈呈したときは、次の役員会に報告しなければならない。

(報告)

第6条 自治会長は、前各条に該当することを聞知したときは、支会長を通じて、すみやかに会長に報告するものとする。

(委 任)

第7条 この内規の施行について必要な事項は、会長が定める。

付 則

- 1 この内規は昭和46年10月6日から施行する。
- 2 青梅市自治会連合会慶弔見舞金（内規）は、昭和46年10月5日に廃止する。

付 則

この内規は公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

付 則

この内規は、昭和57年4月1日から適用する。

付 則

この内規は、平成5年4月1日から適用する。ただし、弔慰金については、平成4年9月10日からとする。

付 則

この内規は、平成27年4月1日から適用する。

青梅市自治会連合会 個人情報取扱方法

(目的)

第1条 この個人情報取扱方法（以下「取扱方法」という。）は、青梅市自治会連合会（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、事業の円滑な運営と個人の権利利益の保護に資することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 この取扱方法は、総会資料または回覧で役員等に周知するものとする。

(個人情報の取得)

第4条 本会は、支会、自治会等役員者の個人情報を取得するものとする。

2 本会が取得する個人情報は、次に掲げるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 電話番号
- (4) その他、本会の運営上必要な事項で、役員等の同意を得た事項

(利用)

第5条 本会が取得した個人情報は、次の目的に沿って利用するものとする。

- (1) 会費請求、管理、その他文書の送付等
- (2) 役員等名簿の作成および役員等への配付
- (3) 本会が実施する事業の対象者の把握
- (4) 災害等の緊急時における要支援者等の支援活動

(管理)

第6条 本会が取得した個人情報は、会長または会長が指定する役員等が保管し、適正に管理するものとする。

2 不要となった個人情報は、会長の指示により、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(提供先)

第7条 本会が取得した個人情報、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合

(4) 国の機関若しくは東京都、青梅市又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合

(5) 本会、同支会その他これらに準じる公共目的の団体、学校等が、自治会に関わる事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合

(委任)

第8条 この取扱方法に定めるもののほか、個人情報の取扱いに関し必要な事項は、役員会の決定を経て会長が定める。

付 則

この取扱方法は、平成29年5月13日から施行する。

支会別・年度別 自治会加入世帯数

	令和 8	7	6	5	4	3	2	元	平成 30	29
第1支会	2,573	2,660	2,732	2,829	2,901	2,984	3,078	3,168	3,272	3,316
第2支会	3,144	3,329	3,528	3,794	3,943	4,138	4,314	4,444	4,598	4,668
第3支会	997	1,071	1,517	1,873	2,010	2,129	2,254	2,341	2,498	2,573
第4支会	1,746	1,866	1,928	2,071	2,176	2,243	2,323	2,399	2,453	2,508
第5支会	574	586	676	699	772	885	918	956	976	1,001
第6支会	439	480	634	661	683	697	712	752	773	793
第7支会	284	288	289	291	500	534	552	559	568	578
第8支会	2,592	2,653	2,751	2,846	2,925	2,944	3,091	3,266	3,358	3,423
第9支会	991	1,049	1,105	1,149	1,207	1,270	1,336	1,426	1,501	1,603
第10支会	1,954	2,027	2,137	2,181	2,257	2,286	2,353	2,479	2,578	2,637
第11支会	762	847	989	1,017	1,077	1,242	1,281	1,365	1,469	1,533
小計(A)	16,056	16,856	18,286	19,411	20,451	21,352	22,212	23,155	24,044	24,633
連合会未加入 自治会(B)	2,786	2,860	2,430	2,277	2,029	1,978	1,999	1,885	1,870	1,880
合計 (A)+(B)=(C)	18,842	19,716	20,716	21,688	22,480	23,330	24,211	25,040	25,914	26,513
全世帯数(D)	66,694	66,048	65,352	64,789	64,386	64,034	63,547	63,188	62,910	62,461
加入率(%) (C) ÷ (D)	28.25%	29.85%	31.70%	33.47%	34.91%	36.43%	38.10%	39.63%	41.19%	42.45%
人口	128,182	128,653	129,178	129,918	130,762	131,661	132,593	133,574	134,708	135,570

支会別・年度別 自治会数

	令和 8	7	6	5	4	3	2	元	平成 30	29
第1支会	17	17	17	17	17	18	19	19	19	19
第2支会	22	22	24	24	24	24	24	24	25	25
第3支会	8	8	11	13	14	14	14	14	14	14
第4支会	13	13	13	13	13	13	13	13	14	14
第5支会	10	10	11	11	12	14	14	14	14	14
第6支会	8	8	10	10	10	10	10	11	11	11
第7支会	4	4	4	4	7	8	8	8	8	8
第8支会	15	15	15	15	15	15	15	16	16	16
第9支会	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
第10支会	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
第11支会	12	13	14	13	13	16	16	16	16	16
小計(A)	130	131	140	141	146	153	154	156	158	158
連合会未加入 自治会(B)	30	28	23	22	18	14	14	13	12	12
合計 (A) + (B)	160	159	163	163	164	167	168	169	170	170

